

意匠制度の現状と課題

序

1 はじめに

現在の意匠法の基礎となる昭和34年意匠法制定以来、我が国のデザイン開発力の向上やアジア諸国におけるデザイン模倣の対策のため、幾度かの制度改正を行ってきたところである。

平成10年意匠法改正では、数年にもわたる意匠審査期間の問題が背景にある中、企業におけるデザイン開発実態の多様化とデザイン開発への投資のインセンティブ向上を目的として、広く強い意匠権による保護強化を図るべく、「創作非容易性水準の引き上げ」や「部分意匠制度」、「関連意匠制度」、「特徴記載書制度」の導入、「願書・図面記載要件の多様化・簡素化」を行うとともに、運用面において意匠審査の迅速化を図るために「意匠登録1年化計画」を策定・実行した。

また、平成18年意匠法改正では、途上国の技術、品質、価格面での競争力が増している背景の中、我が国の企業の経営戦略においてブランドの確立が重要視され、デザインが他社製品との差別化をはかるための重要な要素として認識され始めたため、我が国製品のデザインの模倣対策の強化と新たなデザイン活動の保護を目的として、意匠権侵害の「刑事罰の強化」、「意匠の類似範囲の明確化」のための類否判断の視点の統一、「画面デザインの保護」、「関連意匠制度の見直し」を行った。

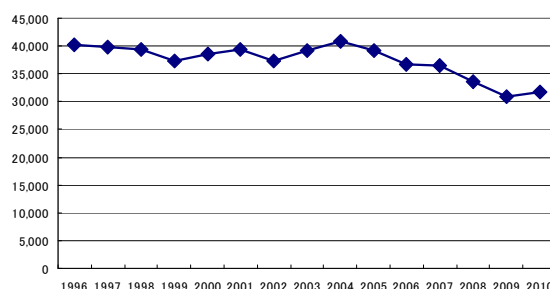
上記の意匠制度の改正後の状況を分析するとともに、現状の課題を洗い出すこととする。

2 意匠法改正以後の意匠出願・意匠権に係る動向

(1) 近年の意匠出願の動向

過去10年の推移を見ると、意匠出願数は、2004年の40,756件をピークに減少傾向が続いている。

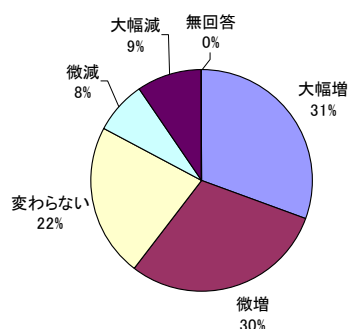
【図1】我が国の意匠出願件数の推移



近年の意匠出願数の減少の原因としては、2008年9月のリーマンショック以降、企業内での知財関連予算が縮小したことにより、国内の意匠出願の厳選

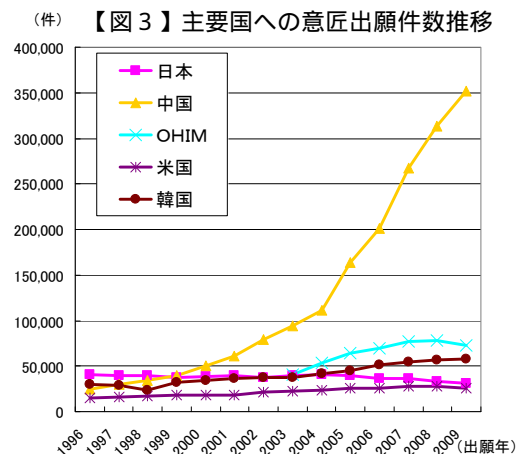
化が進んだこと、世界的に事業のグローバル化の傾向がある中で、我が国企業においても企業戦略の海外シフトが進んだことにより、意匠出願に関しても従前以上に海外出願に重点が置かれたことの2点が考えられる。

【図2】10年前と比べた海外への出願国数の増減状況



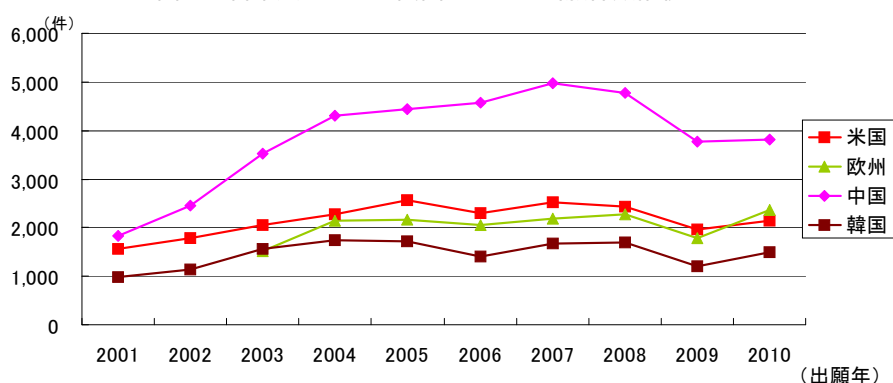
平成23年度「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究」アンケート結果より

【図3】主要国への意匠出願件数推移



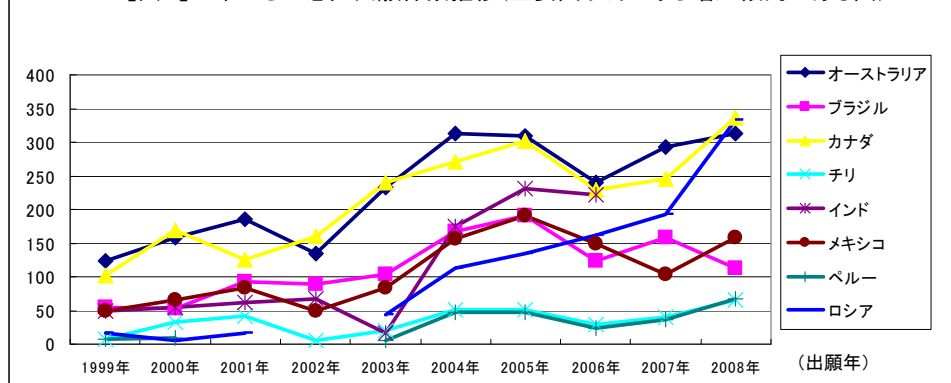
WIPO Industrial Property Statistics、
2001 年特許行政年次報告書より

【図4】日本人による主要国への意匠出願件数推移



2011 年特許行政年次報告書より

【図5】日本からの意匠出願件数推移(主要国以外のうち増加傾向にある国)

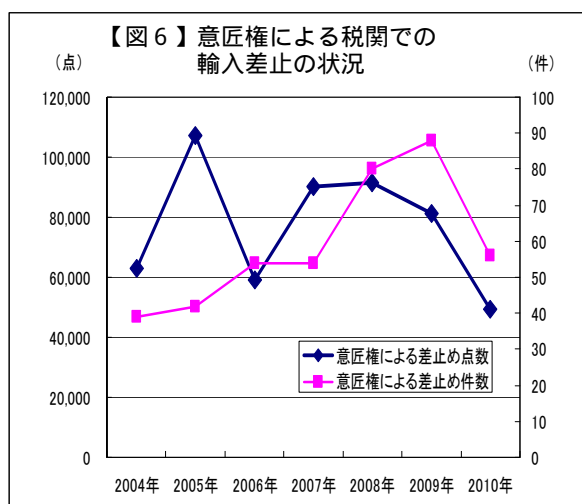


WIPO Industrial Property Statistics より

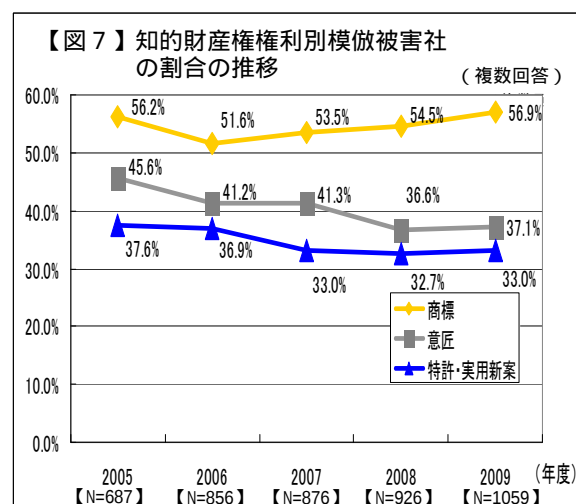
(2) 模倣品被害の発生状況

税関での意匠権による輸入差止点数は2010年において年間49,266点である（参考：商標519,274点、特許4,258点）。2010年は2009年に比べ、差止点数、差止件数ともに減少してはいるものの、依然として意匠の模倣は商標の模倣に次いで多い状況にある。

差止数の減少の理由としては、模倣の態様がデッドコピーから巧妙な模倣へ変化していることが考えられる。



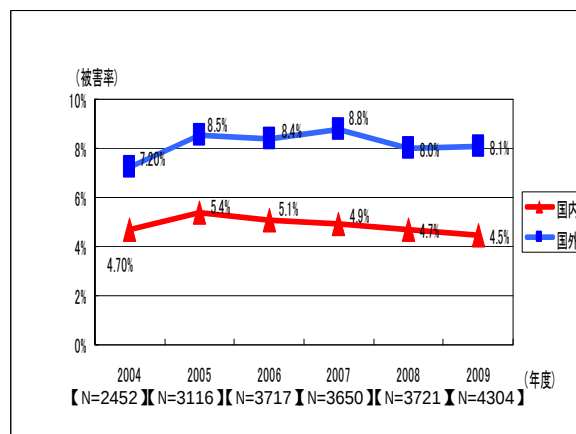
「平成23年3月7日 財務省報道発表～平成22年の税関における知的財産侵害物品の差止状況～」の「3. 知的財産別輸入差止実績」より作成



特許庁工業所有権保護適正化対策事業「2010年度模倣被害調査報告書」24頁「図1.2-8 知的財産権権利別模倣被害社の割合(複数回答)」より作成
【N】は、各年の調査対象社数のうち、有効回答社数を示す。
調査対象社は2005～2008年度は8,000社、2009年度は8,031社。

また、2009年度の意匠の模倣品被害率（被害社数／総回答社数）は国内4.5%、国外8.1%であり、商標の国内4.8%、国外11.6%に次いで被害率が高く、また前年度比でも微増している。

【図8】国内外の知的財産権権利別模倣被害率の推移



特許庁工業所有権保護適正化対策事業「2010年度模倣被害調査報告書」25頁「図1.2-9 国内外の知的財産権権利別模倣被害率の推移(複数回答)」より作成
【N】は、各年の調査対象社数のうち、有効回答社数を示す。
調査対象社は2004～2008年度は8,000社、2009年度は8,031社。

(3) 意匠出願・意匠権に係る動向の分析と現状の課題

企業がグローバルな経済活動を行う中で、模倣被害を防止しつつ、デザインによるジャパンブランドの更なる発信が国際競争力を確保する上で重要となってきた。このため、我が国企業の国際的な意匠権取得の必要性の高まりにより企業の出願行動の海外シフトが進められている中で、我が国企業の国際展開を支援するための意匠制度の国際調和を進める必要性が増している。

意匠制度の国際調和のための課題としては、国際的な意匠権取得の手続の支援、意匠法の保護対象の不整合の解消が挙げられ、これらの課題については、検討の必要性及び緊急性が高いものと考えられる。

また、我が国意匠制度に対しては、国内のデザイン活動の実態に合わせた現行意匠制度の利便性の向上や、意匠権の権利範囲のわかり難さや、デザインを利用したブランド構築の支援の必要性が指摘されている¹。したがって、上記意匠制度の国際調和のための検討課題に加え、出願手続に関する利便性の向上、デザインによるブランド構築の支援、審査における類否判断の明確化等の運用の改善についても、早期に検討すべきものと考えられる。

さらに中長期的課題として、関連意匠制度の見直しや簡易なデザイン保護制度の実現をはじめとした国内意匠制度の活用の促進を図るための方策の検討を行う必要がある。

¹ 平成23年2月 産業構造審議会 知的財産政策部会 第13回意匠制度小委員会 議事要旨（特許庁HP）
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/isyou_13giji.htm

意匠制度の見直し項目

意匠出願・意匠権に係る動向の分析と現状の課題から、意匠制度の喫緊の見直し項目として、簡易な手続によって安価に国際的な意匠権の取得を可能とするヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟やデジタルデザイン等の意匠法の保護対象の国際調和を図ることによる「デザインによる国際展開の支援」、意匠をあらわす図面の提出要件の緩和・多様化や複数意匠を一の手続で出願可能とする制度の導入による「デザイン保護における利便性の向上」、新規性喪失の例外規定に関する証明書提出要件や猶予期間等の見直しによる「デザインによるブランド構築の支援」、審査における類否判断の明確化や審査情報の提供等の審査運用の見直しによる「明確かつ強い権利によるデザイン保護の実現」について検討を行うことが適切ではないか。

1 デザインによる国際展開の支援

(1)ヘーグ協定加盟に向けた対応

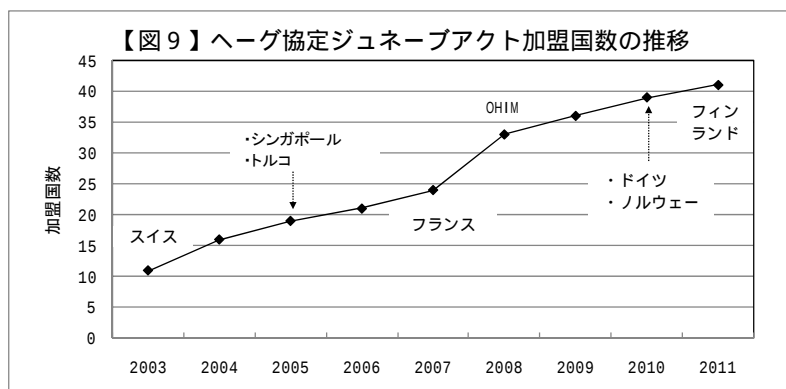
()ヘーグ協定ジュネーブアクトの近況

ヘーグ協定は、意匠の国際登録に関する協定であり、ジュネーブアクトは、実体審査国の加盟促進を目的として、1999年に成立し2003年に発効した改正協定である。

我が国は、ジュネーブアクトの発効当時において、我が国の企業等にとっての意匠権の取得対象国のほとんどが加盟していなかったことから、これまで加盟を見送ってきている。

しかし、近年、ジュネーブアクトに加盟する国が拡大し、欧州連合（EU）フランス、ドイツ、北欧諸国など、現在42ヶ国・地域（2011年12月現在）が加盟している。

これに加え、韓国は2012年10月に予定されているヘーグ協定ジュネーブアクト加盟のための改正国内法の施行以降に加盟する予定であり、米国、中国もヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に関する調査チームを立ち上げて、検討を行っている。



()ヘーグ協定ジュネーブアクトの特徴

ヘーグ協定は、意匠の国際登録システムであり、国際事務局に1つの意匠の国際出願を提出し、国際登録簿に登録されることで、指定した国で

正規になされた出願と同一の効果を得ることができるシステムである。国際事務局への出願は、簡易な手続きと必要最小限の経費で行え、代理人を介することなく出願できる。

意匠の国際出願は、原則、国際事務局に提出した国際出願日をもって国際登録され、指定した国において、正規になされた出願と同一の効果を得る。また、国際登録された意匠は国際出願日から6か月後に国際公開をもって国際公開される。

国際出願で指定された国の官庁は、国際公開の送付の日から定められた拒絶通報期間内（無審査国は6か月、実体審査国は12か月）に国際登録の効果を得ることを拒絶することができる。

国際登録された意匠の保護期間は、国際登録の日から5年ごとの更新により最長15年であるが、国内法がそれ以上の保護期間を許容している場合には、その期間と同一となる。

（ ）ヘーグ協定ジュネーブアクト利用による我が国ユーザーのメリット

一つの願書で、複数の国（締約国）での保護の効果を得ることが可能。また、同じ国際意匠分類に属するものであれば、100までの意匠を1通の願書に含むことができる。

願書は、英語、フランス語又はスペイン語で作成が可能である。

国際出願時に代理人費用が不要である。

名義人は、権利の更新、権利の移転等の意匠権管理の手続を国際事務局に行えばよく、指定国毎に行う必要がない。

各国にそれぞれ出願した場合は、実体審査国においては審査スピードがまちまちであり、無審査国も公開されるまでにばらつきがあるため、各国で権利行使できるようになるまでの期間を見定めることが困難であるが、国際出願については、遅くとも、無審査国であれば国際公開から6か月、実体審査国であれば12か月以内に拒絶通報を行うこととされているため、一定期間内に権利の有効性の見通しを立てることができる。

（ ）ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟検討の緊急性

我が国企業の海外での競争力向上と近年の加盟国増加

今後、我が国企業が海外において競争力を高める上で、製品のデザイン模倣の被害を食い止め、高い技術力に裏打ちされた我が国製品のデザイン力やブランド力をアピールし、製品需要を増加させることが重要である。

これを実現するために、簡易な手続きで安価に指定国での意匠権の取得が可能なヘーグ協定ジュネーブアクトへの我が国の加盟を早急に検討することが必要と考えられる。

また、近年我が国企業の意匠権取得対象国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟が進んでおり、今後も加盟国が増加していくものと考えられることから、我が国企業にとって加盟の有用性が高まっているものと考えられる。

【表1】OHIMへ直接出願した場合とヘーグルートでのコスト比較

【欧州連合(EU)へ直接出願した場合のコスト】					(1€(ユーロ)=105円)*
料金	登録料	2意匠目以降の登録料	公開料	2意匠目以降の公開料	合計
1意匠	€ 230 ¥25,300 × 1意匠		€ 120 ¥13,200 × 1意匠		€ 350 = ¥38,500
3意匠	€ 230 ¥25,300 × 1意匠	€ 115 ¥12,650 × 2意匠	€ 120 ¥13,200 × 1意匠	€ 60 ¥6,600 × 2意匠	€ 700 = ¥77,000
5意匠	€ 230 ¥25,300 × 1意匠	€ 115 ¥12,650 × 4意匠	€ 120 ¥13,200 × 1意匠	€ 60 ¥6,600 × 4意匠	€ 1,050 = ¥115,500



【国際出願で欧州連合(EU)を指定した場合のコスト】					(1SFr.(スイスフラン)=86円):
		国際事務局の収入		欧州連合の収入	
料金	基本料	2意匠目以降の基本料	公開料	欧州連合の指定国手数料	合計
1意匠	SFr. 397 ¥34,142 × 1意匠		SFr. 17 ¥1,462 × 1意匠	SFr. 67 ¥5,762 × 1意匠	SFr. 481 = ¥41,366
3意匠	SFr. 397 ¥34,142 × 1意匠	SFr. 19 ¥1,634 × 2意匠	SFr. 17 ¥1,462 × 3意匠	SFr. 67 ¥5,762 × 3意匠	SFr. 687 = ¥59,082
5意匠	SFr. 397 ¥34,142 × 1意匠	SFr. 19 ¥1,634 × 4意匠	SFr. 17 ¥1,462 × 5意匠	SFr. 67 ¥5,762 × 5意匠	SFr. 893 = ¥76,798

* 為替レートは、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」
平成23年11月18日(12月適用)財務大臣公示による。

模倣品対策のためのヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟

中国で多数製造され他国へ輸出される模倣品への対策としては、周辺アジア諸国で意匠権を取得し、中国からの模倣品の流入を防止するための包囲網を展開することが挙げられるが、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟はこうした包囲網の展開に寄与するものであるため、早急に加盟を検討することが必要である。

また、無審査国の企業の多くは、我が国の質の高い審査判断を得るために、簡易な手続で我が国への意匠出願が可能となることを望んでいることから、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトへ加盟することで諸外国の加盟が推進され、包囲網をさらに広げることが可能となると考えられる。

我が国製品のデザイン・ブランドカアピールの強化による企業競争力の向上

ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける国際出願では一出願に複数意匠を包含できることや、言語が統一されていることで、本来の目的効果である独占実施、模倣品排除の他に、国際事務局が発行する意匠の国際公開公報に一連の意匠がまとめて掲載され、企業のデザイン力をアピールできるという効果も期待できる。

すなわち、これまで日本語が壁となり、各国でサーチや参照の対象となっていなかった我が国の製品デザインの周知が進む効果が考えられ、商品ブランドや企業ブランド、製品のデザイン力をアピールでき、一種のカatalogue的效果をも期待できると考えられる。

我が国に対するヘーグ協定ジュネーブアクト加盟への期待とイニシアティブの発揮

無審査国の多くの企業は、自らの意匠権が有効であるか無効であるのかの判断が困難であることや、その判断に要する費用も高額であるため、日本の審査判断を重要視し、日本の審査判断を自国の類否判断の参考にしている企業もあり、より簡易な手続で日本への出願が可能になるよう、現在ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟している国の企業や、その国自体が我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を強く望む声もある。

このため、実体審査を行っている米国に先んじてヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟し、我が国の審査判断によって加盟国や加盟を囑望する国々において権利の有効性を高めることは、我が国企業の競争力を高めることにもつながり、こうした国々に対して我が国がイニシアティブをとってデザイン政策を進める上でも、我が国の速やかな加盟が必要と考えられる。

＜参考：我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を望む国＞

加盟国：EU（OHIM）、スイス、ドイツ、フランス、スペイン、ノルウェー、シンガポール、イタリア、フィンランド

未加盟国：インドネシア、ベトナム、タイ、カナダ、ロシア、韓国

（ ）今後の検討課題

我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟によってもたらされるユーザーのメリット、国内出願と国際出願の手続の違い、加盟にあたって国内法が改正されることに伴う留意点について十分考慮したうえで、加盟を検討する必要があるのではないかと。

さらに、メリットが大きく加盟するとなった場合には、我が国制度との調和、ヘーグ協定の規則等の変更希望等を検討する必要があるが、逆に現時点でのメリットが小さく加盟しないことになった場合には、今後加盟するために必要な条件（加盟国拡大、我が国制度との調和等）を整理しておく必要があるのではないかと。

(2) 3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大

（ ）これまでの改正内容

特許庁では昭和61年に「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」を策定し、表示画面に表れる図形等のうち「その物品の成立性に照らして不可欠なもの」等の一定の要件²を満たすものを保護対象とした。

その後、平成10年に部分意匠制度が導入された結果、表示画面部分の創作について意匠登録を受けようとする出願が増えたことを受けて、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において具体的な画面デザイン保護の方

² その物品の成立性に照らして不可欠なもの、その物品自体の有する機能（表示機能）によって表示されているものであること、変化する場合において、その変化の態様が特定したものであること

向性が打ち出され³、平成18年の意匠法改正により意匠法第2条2項が新設され、「物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像（操作画像）」を新たに保護の対象とした。

また、平成20年10月31日には審査基準の一部改訂版を公表し、操作画像を含む意匠についての審査基準の明確化を図った。

さらに、平成23年8月の意匠審査基準改訂により、「物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像（表示画像）」が意匠法第2条第1項に規定する「意匠」に該当するものであることを明確化するとともに、変化する画像についての一意匠の考え方を変更した。

（ ）意匠法による画面デザインの保護の現状

これまでの法改正及び意匠審査基準改訂の結果、「表示画像」、「操作画像」のうち所定の要件を満たすものについては、意匠法で保護されることとなった。また、変化する画像のうち、所定の要件を満たすものについては、一意匠として保護されることとなった。

一方で、物品の機能と関連しない画面デザイン（装飾目的の画像等）や、物品から離れた画面デザイン（コンピューターソフトウェアの画面デザイン、アイコン自体等）については依然として保護の対象となっておらず、諸外国との間で保護対象の格差が存在する状態にある。

（ ）諸外国における画面デザインの保護状況（資料6「画面デザインの保護における検討項目」及び参考資料5「画面デザイン保護の各国比較表」参照）

欧州では、グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）やアイコンそのものが意匠保護の対象となっている。

韓国では、表示機に表示された画像であれば物品の部分として保護しており、さらに、法改正後は欧州と同様にGUIやアイコンそのものを物品に擬制して保護する予定である。（2011年12月国会審議中）

米国では、物品に応用されるという要件が満たされる限り、あらゆる機器の表示部に表示される画像が意匠保護の対象となっている。

いずれの国においても、操作のための画像であることや物品の機能との結びつきは要求されておらず、電子計算機に表示される画像やソフトウェアの画像も保護されるなど、我が国よりも保護対象は広い。

（ ）今後の検討課題

社会のデジタル化が進展する中、重要性が増すデジタルデザイン（画面デザイン）の創作と活用を奨励し我が国企業の国際競争力を高めるために、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟による手続面に加え、保護対象の面からも国際整合性の確保について検討する必要があるのではないかと。

なお、デジタルデザインの保護対象拡大の是非の検討とあわせて、出願デー

³ 平成18年2月 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会「意匠制度の在り方について」P30～35

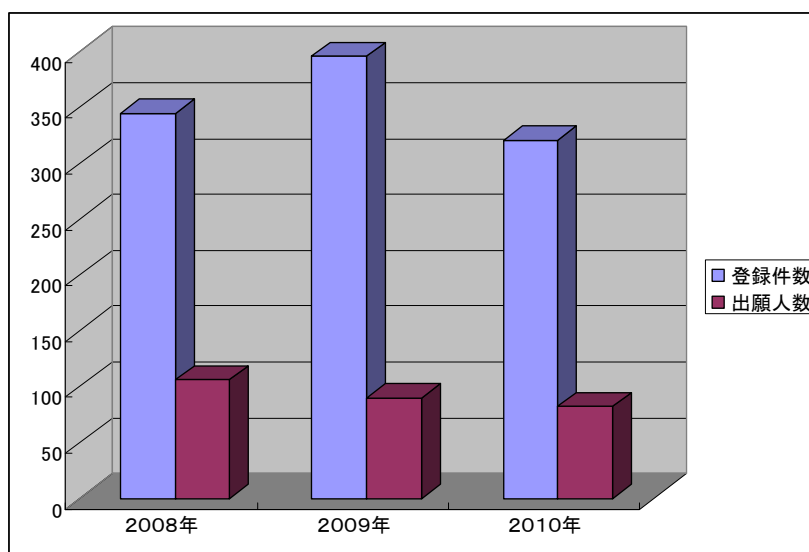
タ形式⁴についても、併せて検討する必要がある。

⁴ 韓国では、3D CADデータや動画ファイルによる出願が可能となっている。

【表2】意匠法による画面デザイン保護の沿革

時 期	取り組み	内容
昭和61年3月	「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」策定	表示部に表示される図形等が意匠を構成する要素と認められるための3要件を決定
平成5年3月	「液晶表示等に関するガイドライン」公表	物品分野別審査基準の内容を出願人向けの願書・図面記載ガイドラインとして編集し直した
平成10年	平成10年意匠法改正	部分意匠制度導入
平成14年2月	「液晶表示等に関するガイドライン〔部分意匠対応版〕」公表	「液晶表示等に関するガイドライン」を〔部分意匠対応版〕として改訂したもの（3要件を維持）
平成18年	平成18年意匠法改正	「操作画像」を保護対象に追加
平成19年4月	「意匠審査基準」改訂	「操作画像」を含む意匠に関する審査基準を決定
平成20年10月	「意匠審査基準」改訂	「操作画像」を含む意匠に関する審査基準を明確化
平成23年8月	「意匠審査基準」改訂	「表示画像」の保護要件明確化 変化する画像の一意匠の考え方の変更

【図10】出願年別画面デザイン登録件数



2 デザイン保護における利便性の向上

(1) 図面提出要件の緩和

() これまでの改正内容

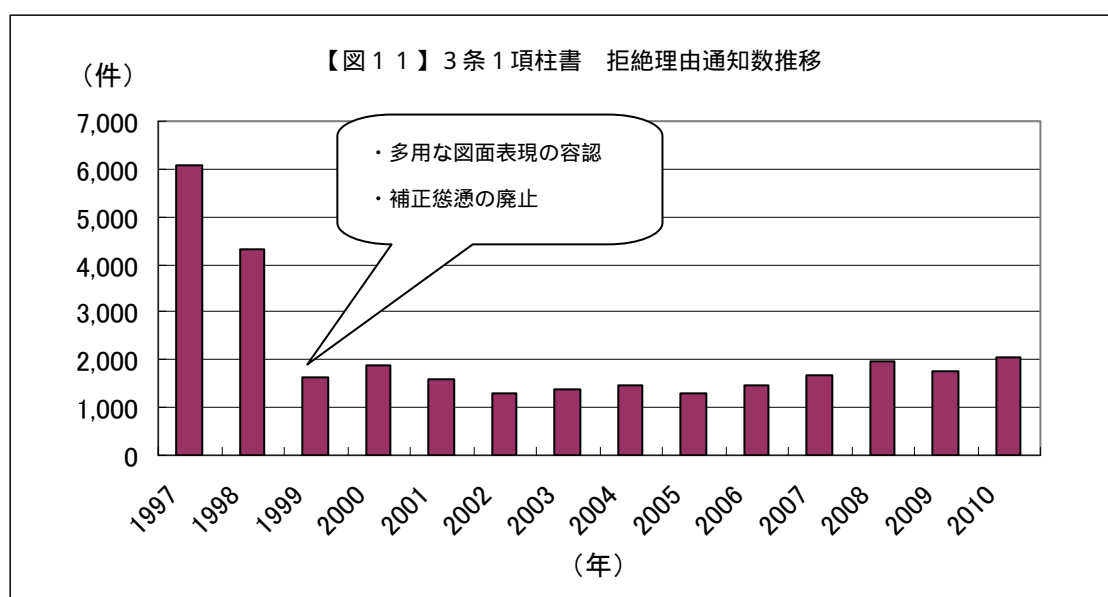
平成10年の意匠法改正に伴う省令改正にて、意匠出願に添付する図面の図法についての要件に関し、正投影図法による表現だけでなく、多様な図面表現を容認し、また文章で説明することによって形状等が具体的に認識できる場合には、願書に説明を記載することを容認し、簡素化を図った。

これにより、それまで認められていなかった等角投影図法・斜投影図法が新たに認められ、正投影図法による基本6面図のうちの3図と同等な内容を一図で表すことが可能となった。

また、陰・細線・点等により立体の表面形状を表すことや、CGにより作図された図面を提出することが可能となった。

この改正により、意匠法第3条第1項柱書による意匠が特定できないことを理由とする拒絶理由通知の数は大きく減少した。

また、平成23年の意匠審査基準改訂にて、部分意匠の出願で、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、一部の図の提出の省略を可能とし、また、物品と一体として用いられる他の物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合、画像図のみの提出を可能とした。



() 意匠出願の図面に関する検討の必要性

我が国では意匠出願に添付する図面の記載要件や提出要件を緩和してきたが、一方で図面提出要件は各国で異なっており、複数の国に出願する場合には同一の意匠であっても2～5種類程度の図面を作成せざるを得ない状況であり、コスト面での負担となっている。

また、国際事務局の「商標・意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)」会合において、各国の図面提出要件の調和が議論されており、ヘー

グ協定ジュネーブアクトの規定においても、官庁が出願人に対して要求できる図の数が制限されている。

さらに、意匠の表現方法としては、例えばマネキンの手に装着した状態でバンデージの意匠を表現するなど、多種多様な表現方法があり、意匠の国際登録では既にそのような図面表現のものも存在する。

() 今後の検討課題

国際調和の観点から、我が国も図面提出要件の緩和及び多様化を検討する必要があるのではないかと。ただし、図面提出要件の緩和及び多様化は意匠の特定に影響を与える可能性があるため、意匠の特定の考え方及び補正の要件の在り方についても併せて検討する必要がある。

(2) 複数意匠一出願制度、複数物品指定制度の導入

() 一意匠一出願

多くの国では複数の意匠を含む出願をすることが可能であるのに対し、我が国では、意匠ごと、物品ごとに出願しなければならないこととされており、複数の意匠を含む出願は許されていないことから、諸外国に比べて出願人の手続負担やコスト負担が重い。このため、アパレルに代表されるようなデザインの創作点数が多い分野においては、費用対効果の観点から意匠制度の利用が困難であり、このことが、諸外国と比較して制度の利用が低調であることの一因となっている。また、アパレル分野以外においても、デザイン開発時に多数創作されるデザインのうち実際に出願されるものは一部のものに限られており、デザイン創作の適切な保護がなされていない可能性がある。

さらに、我が国の意匠法では、同一形状の異なる物品（例えば「自動車」と「自動車おもちゃ」）や、異なる複数の物品に共通して用いられる画面デザインについて出願する際にも、物品毎に個別の出願をする必要があり、出願人のコスト負担が重いとの指摘がある。

() 今後の検討課題

出願人の手続負担を軽減すべく、審査実務に与える影響、ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した場合の制度の親和性、我が国企業等に与える影響を総合的に勘案した上で、複数の意匠を含む出願をすることができる制度（複数意匠一出願制度）及び複数の物品を指定することができる制度（複数物品指定制度）の導入の是非について、検討する必要があるのではないかと。

3 デザインによるブランド構築の支援

(1) 新規性喪失の例外規定について

() 関連意匠制度の利用の低迷と新規性喪失の例外規定

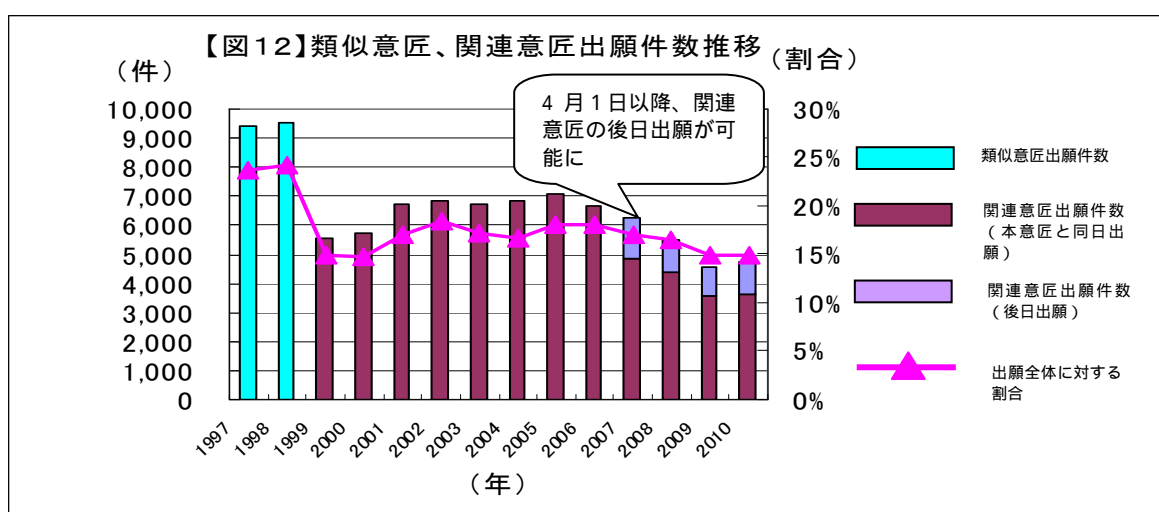
我が国のデザイン開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態がある。これらバリエーシ

ヨンの意匠について、同等の価値を有するものとして保護することを目的として、平成10年改正により関連意匠制度を導入した。

関連意匠制度創設当時は、関連意匠として意匠登録を受けることができるのは本意匠の意匠出願と同日に行われた意匠出願の意匠に限られていたが、平成18年の一部改正において、本意匠の意匠公報の発行の日前までに提出された関連意匠についても意匠登録を受けられることとした。

関連意匠の意匠出願数は、2002年（平成14年）以降、年間7,000件前後で推移していたが、2006年（平成18年）以降減少傾向にある。

関連意匠の出願件数の減少傾向は、出願可能時期が本意匠の公報発行の日前までに緩和された後も変化は見られず、2010年（平成22年）には5,000件弱である（うち、後日出願は1,000件程度）。



2007年～2010年はデータ取得時（2011年1月27日）の件数

関連意匠制度の利用が低迷している原因の一つとして、新規性喪失の例外規定が適用される期間が短く、またその適用対象が限定的であることにより、関連意匠制度を利用できる期間が実質的に制限されていることが指摘されている。

例えば、本意匠の意匠出願を基礎として、無審査国にパリ条約による優先権を主張をして意匠出願をした場合、我が国の意匠制度では意匠公報に掲載された意匠が新規性喪失の例外規定の対象となっていないため、外国意匠公報が発行された後の関連意匠出願は当該外国意匠公報に基づいて新規性が否定されることとなり、関連意匠の後日出願が可能な期間が実質的に制限されている。

また、自己実施により公知となった場合には、新規性喪失の例外規定の適用期間内（公知日から6月以内）に関連意匠を出願する必要があるが、この場合も関連意匠の後日出願が可能な期間が実質的に制限されることとなる。

（ ）新規性喪失の例外規定に関し検討すべき課題

意匠公報に掲載された意匠が新規性喪失の例外規定の対象となっていない

ことから、内外国において意匠公報が発行された後はバリエーションデザインについて意匠権による保護を図るのが困難であることに加え、我が国では、新規性喪失の例外規定の適用期間が欧米諸国と比べて短く、自己実施等によりデザインを公開した後にバリエーションデザインについて意匠権による保護を図ることができる期間が十分でないとの指摘がある。

さらに、我が国においては新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合、出願時に適用を受けたい旨の申請をする必要があり、かつ、出願から30日以内に証明書の提出が義務づけられているが、諸外国においてはこれら出願時の申請や一定期間内の証明書の提出が義務化されていない国が多い。

したがって、バリエーションデザインの適切な保護を図るために、新規性喪失の例外が適用される期間と対象の拡大について検討する必要がある。また、これと併せて、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための要件についても検討する必要があるのではないか。

4 明確かつ強い権利によるデザイン保護の実現

(1) 審査基準・運用の見直し

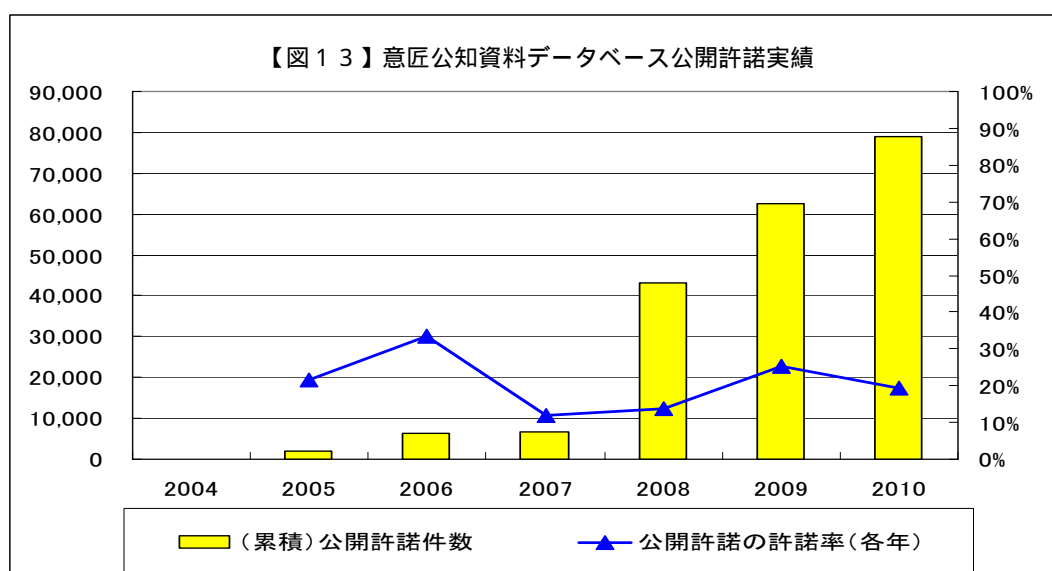
() 権利範囲の明確化に関するこれまでの取り組み

意匠権はその効力が類似の範囲まで及ぶが、類似範囲がわかり難く権利行使が困難であるとの指摘が過去よりなされている。

これまでの制度面での対応としては、平成 10 年改正において、「創作容易性要件の引き上げ」、「部分意匠制度の導入」、「関連意匠制度の創設」を行い、平成 18 年改正においては、意匠の類否判断について、最高裁の判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感に基づいて行われるものであることを規定した。

審査判断の明確化に関しては、拒絶理由通知に引例の意匠と類似する理由を付記することとし、また、意匠審査基準に「類否判断手法」、「審査手法」を明記することにより、審査手法と審査判断内容の明確化を行ってきた。

そのほか、特許庁が収集している意匠公知資料データベースを特許電子図書館により公開するための著作物の利用許諾取得の推進事業も行っている。



() 今後の検討課題

これまで権利範囲の明確化に関する意匠制度の改正や運用の改善を行ってきたものの、意匠制度ユーザーからは、願書の記載及び願書に添付した図面からのみでは、意匠権の効力範囲を第三者が明確に理解することが難しいとの指摘があり、権利範囲の明確化を求める声は未だに大きい。特に、模倣の態様が単なるデッドコピーから巧みに特徴を模倣したものに变化してきており、権利範囲の明確化への要望がこれまで以上に高まっている状況にある。

このため、権利範囲の明確化と審査判断の明確化に関し、意匠審査基準における類否判断基準のさらなる拡充や、案件ごとの審査内容の情報(審査カルテ)の提供など、審査運用の見直し及び利用者への情報提供の拡充をあわせて検討をしていく必要があるのではないか。

5 その他検討が必要な課題について

上記の課題のほか、第13回意匠制度小委員会で指摘のあった関連意匠制度（出願可能期間、関連意匠にのみ類似する意匠の保護、関連意匠の権利期間、自己の登録意匠による拒絶の見直し）の見直しをはじめ、登録意匠の特徴の明確化、安定した意匠権の実現、ロングライフデザインの保護強化、簡易なデザイン保護制度の構築等についても、意匠制度の活用促進を図るために中長期的な検討が必要なのではないか。